福島調発　第 67 号
平成 24 年 6 月 14 日

各県土地家屋調査士会長　御　中

福島県土地家屋調査士会
会　長　五十嵐　欽　哉

# 福島会の状況報告について

今般の東日本大震災及び東電福島第一原発事故に際しましては、大変なご心配、ご支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

福島の現状、今後の活動内容等を別紙のとおりまとめましたので報告いたします。

平成 24 年6月14 日
福島県土地家屋調査士会長

# 福島会の状況報告

1．福島県内の状況

福島市、郡山市など中通り地方の県北、県中では昨年7月ごろから実施されてきた公園、学校などの施設での除染作業が終わり、公園、広場には文部科学省のモニタリングポスト（空間放射線量のうちγ線を連続して測定する据え置き型の装置）が設置され、誰でもその地点の空間放射線量を確認できるようになりました。

このため、空間放射線量が高い所、低い所がハッキリしてきましたので毎日の朝夕に放送されます各地の空間放射線量については最小値と最大値の数値が伝えられるようになりました。



〇福島市内の公園（手前モニタリングポスト）24.6.12 橋本副会長撮影

また、従来の警戒区域と計画的避難区域の一部が避難指示解除準備区域（年 20 ミリシーベルト以下）、居住制限区域（20 ミリシーベルト超 50 ミリシーベルト以下）、帰還困難区域（50 ミリシーベルト超）の三つの新区域に再編され、長期間帰宅困難な区域が次第に明らかになってきました。

しかしながら、10 年後も福島第一原発周辺町(浪江町、双葉町、大熊町)では年間積算線量が 50 ミリシーベルト以上の地点が残るようです。

福島市の空間放射線量測定は、昨年6月の1,118地点から2,916地点に増やして測定した結果、昨年の調査では毎時2．0マイクロシーベルトを超えた地点は全体の

16．2％（181地点）でしたが、9ヶ月経過した今年3月には全体の0．4％（13地点）となりました。

また、合計平均値1．33マイクロシーベルトが今回の調査では0．77マイクロシーベルトとなっており、約42．1％の低下が見られました。

放射性物質の物理的減衰や雨風などの自然現象要因による減衰、除染の実施などにより放射線量が低下したと思われます。

原発事故発生直後は洗濯物等を外に干さない家庭が少なくありませんでしたが、線量もほぼ落ち着き、1年3ヶ月経過した現在では、大部分の家庭で外に干す風景が見られます。

ところで、昨年は放射線量の影響などの心配から屋外での学校行事も中止されましたが、除染や詳細な測定の結果安全が確保されたとして、小学校では学校行事の一つである春の運動会が復活し、除染済みの校庭では各種の競技が繰り広げられ、元気な子どもたちの歓声に沸いておりました。

さらに、屋外プールでの水泳の授業も見送られていましたが、今年は県内59市町村の内42市町村が実施されるようです。

その他の町村は避難区域の8町村を除いて、検討中が5市町村、実施しないは4町村とのことです。

勿論不安を感じる保護者も多いため、市町村も本人や保護者の意向を尊重する事を前提として屋外プールでの授業を再開する見通しになりました。

また、昨年は緊急時避難準備区域指定で本祭りが中止となった相馬地方（沿岸部）の夏を彩る国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が 7 月 28 日から 30 日に開催されることになりました。

「相馬野馬追」は相馬地方に 1000 年以上伝わる伝統行事で、五郷騎馬会から300騎の騎馬が出場し、甲冑競馬・神旗争奪戦・野馬懸などが復興に向けて再開されます。

震災前には相馬地方で 370 頭余りの馬が飼われていたとのことですが、今回の震災では約200頭近くが津波の犠牲になりました。

このように、県内の避難区域、放射線量が比較的高い地区以外では少しずつ震災前の状態に近づきつつありますが、避難区域の人々は仮住まい生活で不自由な生活を送られており、線量が比較的高い地区の人々もやむを得ず生活しております。線量が高い場所では農作物を作ることができないため、農地には草が生え無残な状態です。

また、その近隣の農家は作った農産物を市役所等の施設で線量を測定し（1日1世帯1品目）その結果により自家消費するか廃棄するかの判断としております。

津波により被害を受けた沿岸部には1年3ヶ月過ぎた今も、処分できない瓦礫の山が所々に築かれている状態です。

また、辛うじて全壊を免れた一部の住宅は修繕し、或いは建て替えられた建物も見られるようになりましたが、ほとんどは手付かずの状態で、震災前は住宅で海岸線が見えなかったのに、今は地平線まではっきり見渡すことができ、ここに震災前には住宅が立ち並んでいたとは思えない状態です。

被災した海沿いの道路を歩きながら願うことは、犠牲になられた方々の冥福を祈るだけです。



◯いわき市　24.6.12 橋本副会長撮影

2. 福島会の状況

震災、原発事故から一年過ぎて、未だに 17 名の会員が避難生活を送っておられることを受け、避難生活の心労を思い、3 月 16 日(金)・17 日(土)一泊二日で懇談会を開催しました。

そのなかで、原発事故で避難させられた会員の一人からは、一日も早く落ち着いた生活をしたいとペットとともに仮設住宅に入居したが、狭い、暑い寒い、そして段差等が危険であるとの話を聞きました。

また、今後の業務再開について苦悩している様子が見受けられました。

他の会員は様々な不安を抱えながらも、全体的には平常時の生活に戻っていますが、年度末に避難のため他会に移ったり、休業して他県に避難したり、事件減少に伴い環境省の復興支援事業(避難区域の建物のモニタリングや震災と津波の被害状況の調査)への募集に臨時職員(暫定 3 年間)として応じ退会した会員もおりました。

自主避難のために退会した会員は 5 名になりますが、将来の福島会を背負っていく若手の会員や、現役役員が退会したことは福島会としては大変な痛手となりました。

その様な状態でしたが、今年度の定時総会は5月18日、昨年は中止したご来賓の方々を迎えての表彰式等の式典を震災前の状態に戻して無事開催することができました。

承認された主な案件は

1. 大規模災害対策に関する規則の制定について
2. 原発事故等に伴う会費の特別措置について

会費の減額については本年度も昨年度に引き続き、原発事故等により避難している会員は定額会費、特別会費を全額免除、その他の会員の定額会費は一律5万円を減額して10万円とすることとしました。

また、自主避難した会員の内、避難期間1ヶ月以上半年未満は定額会費を更に2．5万円を減額し7．5万円とし、半年以上避難している会員は定額会費を更に5万円減額し5万円とすることとしました。

3. 役員及び委員の補選について

退会した役員及び委員の補充をしました。

当会の悩み

震災及び原発事故から一年余り過ぎた現在、18名(内9名は県外、自主避難者も含む)の会員は仮設住宅などで避難生活を送っております。

会則第6条第2項2号で日調連に届け出ている住所地等に居住していない状態が1年以上続いております。

今回の異常な状態は原発事故が原因であり、仮設や借り上げ住宅にあくまで一時的な居を構えている現在、定住する場がはっきりと決まらないままではやむを得ないことと考えておりますが、国民の目線からすれば登録していない仮事務所で業務を行っていることに不信感を持たれないかどうか、会則第12条による変更届出はいつの時点で提出させるべきか悩んでおります。



◯いわき市豊間中学校　24.6.12　橋本副会長撮影



◯いわき市　24.6.12　橋本副会長撮影